

令和4年第3回五霞町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年9月5日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認について(令和4年度五霞町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 7 議案第40号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第41号 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第42号 工事請負契約の締結について(令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等機械設備更新工事)
- 日程第10 議案第43号 令和4年度五霞町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第44号 令和4年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第45号 令和4年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第46号 令和4年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第47号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第48号 令和4年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第49号 令和4年度五霞町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第50号 令和3年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 日程第18 議案第51号 令和3年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 議案第52号 令和3年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 議案第53号 令和3年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 議案第54号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 議案第55号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

- 日程第23 議案第56号 令和3年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第24 報告第5号 令和3年度五霞町財政の健全化判断比率等について
- 日程第25 報告第6号 債権の放棄について
- 日程第26 報告第7号 令和3年度五霞町水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第27 発議第4号 五霞町議会決算特別委員会の設置
- 日程第28 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	倉 持 伸 樹 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君
まちづくり 戦略課長	鳩 貝 浩 之 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	古 郡 健 司 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	松 村 聖 市 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事務局長	田口啓一	書	記	田中孝平
		書	記	伊藤弘美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（新井 庫君）五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

9月に入り秋の気配を感じますが、まだ暑い日が続いております。五霞町でも稲刈りが始まりましたが、ことしは猛暑が続いた影響が心配されますが、例年並みの収穫を期待したいものです。

また、最近台風が早い時期より接近、または上陸しておりますので、災害に対する備えを強く感じております。

8月より新型コロナの感染者数が、五霞町は増加しています。これからも引き続き三密の回避など感染症対策を行っていく必要があります。また、7月下旬より4回目のワクチン接種が実施されております。猿島郡医師会の皆様、職員の皆様の御尽力に厚くお礼申し上げます。

また、本日より第3回定例会が始まりますが、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまです。

本定例会は、引き続き新型コロナ感染拡大防止対策を徹底し、マスクの着用消毒・検温・場内換気の実施など、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には、人事に関する諮問、条例の一部改正、補正予算並びに令和3年度各会計における決算の認定等、多くの案件が提出されております。特に令和3年度の各会計決算を審議する大事な議会でもあります。決算審議において特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に当たり、8月22日午前10時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期等審議予定表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君） どうも皆さん、改めておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

今、議長のほうからもありましたが、今年は記録的に早い梅雨明けと想っていたのですが、先般、気象庁のほうで修正がありまして、7月下旬という話になりましたが、7月の最高気温が30度を超えた日が20日以上続くなど大変厳しい暑さとなりました。

この7月中に心配された熱中症。緊急搬送された方が、全国では2万7,209人にのぼると。昨年と比較すると、5,837人増加したということで、大変この命にかかわる暑さでございました。本町におきましても7月中に熱中症での救急搬送は4件の搬送がございました。そういう中で、8月後半から最高気温が30℃を下回り、ようやく平年並みとなりました。季節の変わり目ということで、体調を崩しがちになりやすいわけでございますので、議員の皆さんにも体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。

そして、いよいよ子供たちの夏休みも終わりをまして、新学期がスタートいたしました。行動制限要請がなかった今年の夏休みでございりますが、家族旅行や行楽に出かけた子供たちも多かったと思います。

一方、気がかりなのは、学校が再開されるこの時期に、コロナ感染者数が再び増加に転ずることです。まだまだ県内、本町でも感染者数は高どまりということでございます。学校での蔓延防止は、欠かせない最重要の取り組みとなります。学校、家庭での子供たちの体調管理。これをしっかり行っていただいて、学校との情報伝達も密にしてください、子供たちをコロナから守りたいと思います。

そういう中で、県では9月2日に新型コロナウイルス感染者の全数把握の方法を簡略化する新たな取り組みをスタートさせました。発生届の対象者を高齢者からリスクの高い人に限定し、感染者の情報を入力する医療現場の負担を軽減するねらいと。国のほうも、今回の緊急措置として、都道府県の判断で簡略化を認めるということになりました。

そういう中であってもですね、ワクチン接種は感染予防とともに重症化を防ぐ備えでもあります。第7波での重症者は、第6波の4割と言われておりますので、各自が今後も感染リスクの高い行動を避けるとともに、本町でもワクチン接種率を上げ、高齢者をはじめ、住民を守る対応を進めてまいりたいと考えております。

それから、もう1点ございますが、この9月には令和4年度も半分が経過をいたします。With コロナの困難な時代も3年目となります。各種事業の推進も一進一退でございますが、コロナ感染防止の最優先として、地域の活性化を図るべく、新たな形での事業の実施を進めてきました。

そのような中、本町においても多様な行政課題が山積しております。これらを乗り越えて安心・安全に暮らせるまちづくりを続けていくことが我々の使命でもございます。

そのために、国、県との連携を密にしていかなければならないと思っております。そういう中で、今回の岸田改造内閣では、本町の発展に御尽力いただいております永岡桂

子先生が文部科学大臣に就任されました。まことに喜ばしいことですし、大変心強い限りです。今後、国のため、未来の子供たちのために御活躍を期待しております。

それから、9月21日に大井川知事が本町の行政視察に来庁されます。今後とも県との連携を強化してまいりたいと考えております。

このような中でいろいろ山積している課題に対しましては、役職員が真摯に向き合います。持続可能なまちづくりのため、事業展開を図ってまいり所存でございますので、議員の皆様方の御協力もよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、執行部といたしまして人事案件、また、条例の改正、そして、令和4年度の7会計の補正、それに令和3年度の各会計の決算等々、合計22件を御提案させていただいておりますので、詳細につきましてはお手元の議案書により説明させていただきますので、慎重審議の上、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（新井 庫君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井 庫君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、1番 小野寺宗一郎君、7番 伊藤正子さんの2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（新井 庫君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日5日から16日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日5日から16日までの12日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（新井 庫君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配布いたしました。後ほど、御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員の報告をいたします。町長、副町長、教育長、代表監査委員、関係課長等が出席しています。

また、写真撮影のため、まちづくり戦略課 曾我副主幹の入場を許可しております。これで諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（新井 庫君）続きまして、町長から令和3年度の行政施策の成果に関する報告の要請がありましたので、発言を許可いたします。

町長。

〔五霞町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君）令和3年度の五霞町行政施策の成果に関する報告を申し上げます。

お手元に令和3年度五霞町行政施策の成果に関する報告書を配付させていただいておりますので、その報告書を朗読する形で報告とさせていただきますのでよろしく願います。

2021年我が国の景気は新型コロナウイルスに伴うオミクロン変異株により、新規感染者が急増し、9月末まで緊急事態宣言及び蔓延防止等、重点措置が断続的に発出される中、個人消費や設備投資は一進一退の動きとなり、景気の回復は力強さを欠いていきました。

緊急事態宣言等が解除された10月以降は、行動制限も段階的に緩和され、経済社会活動の水準が段階的に引き上げられる中で、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きが見られました。

また、デルタ株やオミクロン株といった新種の変異ウイルスも出現し、外出時はマスクを着用することが日常的となり、オンライン授業やテレワークなど人々の暮らしは大きく変化をしました。

1年遅れで東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたが、さまざまな制限

と無観客による開催となりました。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の変更や中止、延期を余儀なくされる中、新たな生活様式の変化に対応するため、感染拡大防止対策を講じながら、持続可能な行政運営を行ってまいりました。

昨年は、第6次五霞町総合計画の2年目でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業で見送らざるを得ない状況ではありました。

しかし、その中にあっても必要な各種施策を着実に進めてまいりました。

まず、新型コロナウイルス感染症防止対策として、猿島郡医師会と連携しながら住民に安全かつ円滑なワクチン接種を実施するとともに、地域活性化を図るイベントとしてイルミネーションやテイクアウトなど、多くの方に参加していただけるよう創意工夫しながら、五霞ふれあい祭りを新たな形で実施しました。

また、「町民の生活を守る」、「町民の暮らしを守る」、「五霞の活力を守る」の三つの柱を中心に、関係機関と連携を密にしながら、新型コロナウイルス感染症に伴う自宅療養者とその家族等に対する自宅療養者支援、子育て世帯への臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への事業者支援金を給付するなど、さまざまな生活支援、経済支援事業を実施しました。

さらに、B&G財団と連携した防災力強化事業として、災害発生時の緊急対応機材の導入、避難所設営に必要な資材の拡充、防災倉庫の整備等、災害対策における体制整備においても確かな成果を取めることができました。

これらの結果を次のとおり報告いたします。

主な実施事業。

第1章、まちのかたち。グラウンドデザイン。

まちの「土台をつくる」、「機能を高める」、「環境をよくする」の分野について取り組みました。

広域的、複合的な商業・工業・流通を中心とした市街地の形成に向け、これまでの調査結果を踏まえ、新たな産業系土地利用の可能性を検討。

都市計画法に基づく市街化調整区域内の区域指定に向け、法改正に伴う条件整理、区域指定を受けるための方策等を検討町内道路ネットワーク形成の基幹となる町道5号線の改良工事を実施し、令和4年3月に供用開始。

持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通会議等を開催。

水道施設の老朽化と今後の水需要の伸びに対応するため、施設の更新工事等を実施。

公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の老朽化対策を実施。

再生エネルギー利用の効率化を図るため、蓄電システムを導入する町内の住宅に対し設置費用の一部補助。

町内の空家等を有効活用するため五霞町空き家バンク制度を創設し、茨城県宅地建物取引業協会と五霞町空き家バンク登録物件の媒介に関する協定を締結。

避難所における災害時非常用備蓄品の更新、応急資材の補充・強化等を実施。

B & G財団と連携した防災力強化事業としてB & G財団から助成を受け、災害発生時の緊急対応機材の導入、避難所設営に必要な資材の拡充、防災倉庫の整備、職員を対象とした重機操作資格取得研修及び避難所運営訓練を実施。

犯罪と交通事故を未然に防止するため、防犯灯及び防犯カメラを整備。

犯罪防止と児童・生徒の安全を確保するため、下校時の防犯パトロールを実施。

第2章、ひとのくらし。ライフデザイン。

「人を育てる」、「支えを見守る」の分野について取り組みました。

教育課程の適切な指導と教員の指導力向上のため指導主事を1人、教育活動の充実を図るため教育活動指導員を6人、外国語指導員を2人、理科支援員を2人及びメンタルフレンド3人を配置。

情報教育の推進を図るため、タブレット端末を利用し、生徒一人一人の理解度に合わせた学びや学習活動を支援。

令和4年度から学校給食を境町立学校給食センターに委託するため、給食配送等における体制を整備。

小学校の統合及び小・中一貫教育実施に向けた準備を進めるため、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会を設置し、統合後の小学校名を五霞町立五霞小学校に決定。

家庭教育の充実を図るため、家庭教育支援員を6人から9人へ増員し、幼児教育施設、学校、家庭、地域の連携協力体制を強化。

子供たちの自主性や自立性をはぐくむため、学校の授業では体験できない学びの機会として子ども教室を開催。

子供たちの登下校時の安全と地域の防犯意識の向上を図るため、子ども見守りスクールガードによる登下校時の声かけ・見守り活動を実施。

夏休みを利用して子供たちに多様な体験及びスポーツ活動を行う機会としてB G塾を開講。

少子化対策として、次代を担う新生児の出産を奨励し、子供の健全な育成を図るとともに、地域社会活性化に寄与するため出産祝い金を支給。

子育て世代包括支援センター「八っ子」において、妊娠期から出産・子育て期にわたって切れ目のない支援の実施。

子育て環境の充実を図るため、認定こども園五霞幼稚園・保育園の園舎建てかえを支援。

児童の健全育成の場となる放課後児童クラブや児童館を拠点とした子育て親子の交流や育児相談の場となる子ども子育て支援を実施。

高齢者の健康づくりとして、シニアクラブ活動支援や介護予防、社会参加を促進するため高齢者いきいき活動ポイント事業を実施。

高齢者が住みなれた地域で安心して元気に暮らすことができるよう地域包括ケアシステム体制の構築。

地域で生活する障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業所・関係機関と連携し、外出の機会や社会参加活動の支援。

生活習慣病やがん疾患の早期発見、早期治療が図られるよう新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、がん検診及び特定健康審査を実施。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援して、子供1人当たり10万円の子育て世帯臨時特別給付金を支給。

新型コロナウイルス感染症対策として、猿島郡医師会と連携し、住民に安全かつ円滑なワクチン接種を実施。

新型コロナウイルス感染症要請者とその家族等に対し、生活支援物資を配送する自宅療養者支援を実施。

第3章、まちの仕組みづくり。ソーシャルデザイン。

まちの「わ（輪・和）」、「活力」の分野について取り組みました。

男女共同参画社会の実現に向け、令和4年から令和8年までの5年間に展開する具体的な施策を示した第2次五霞町男女共同参画推進プラン（前期）を策定。

多種多様な情報発信手段としてごかりんクラブアプリやインスタグラム、ティックトックを追加し、行政情報やまちづくりに関する情報発信を強化。

写真専門家及びフードライターによる町特産品などの写真撮影や八つ頭のリーフレットを作成し、町の魅力アップを実施。

地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種団体と連携した相談体制の構築や福祉サービスの提供。

新型コロナウイルス対策を講じて五霞ふれあい祭りを新たな形で実施。

地域活性化を図るイベントとしてイルミネーションやテイクアウト、オンライン宝探しなどを開催。

道の駅ごかを拠点とした新たな地域活性化事業を実施するため、株式会社五霞まちづくり交流センターに町職員を派遣し、こがみらいLabを設立。

地域の中心となる担い手や農業後継者を育成するため、農業塾の共催や意欲ある農業者への農地集積・集約化を図り、基盤整備等の農地有効利用の支援や農地中間管理事業を推進。

商工会活動支援として、新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている中小企業者に対し、事業者支援給付金を支給。

第4章、まちのしごと。行財政運営。

「行政運営」と「財政運営」の分野について取り組みました。

第6次五霞町総合計画に掲げた各事業の進行管理を行うとともに、持続可能な開発目標SDGsの理念を踏まえ、各施策を推進。

また、行政改革の推進として、五霞町のまちのしごと改革大綱及びアクションプランを策定。

地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染防止対策や住民生活支援に関する事業の選定、企業版ふるさと納税の仕組みを構築。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築のため、マイナンバーカードの普及促進やテレワークの環境整備を行い、職員の在宅勤務を実施。

個性豊かで活力あるふるさとづくりを進めるため、ごかみらいLabと連携し、地元商品及び商品提供者の新たな発掘やふるさと納税返礼品の種類や品数を更に充実。

続きまして、会計別決算の概要について報告をいたします。

会計別決算の概要を申し上げます。

一般会計。

一般会計決算につきましては、歳入総額 58 億 6,489 万 1,000 円で、前年対比 2.3%の減、歳出総額 54 億 1,781 万円で、前年対比 0.4%の増となっております。実質収支は、3 億 9,287 万 1,000 円の黒字、単年度収支は 1 億 6,503 万円の赤字、実質単年度収支は 2 億 8,087 万 2,000 円の黒字となりました。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入総額 9 億 8,814 万 6,000 円で、前年対比 0.8%の増。歳出総額 9 億 2,788 万 7,000 円で、前年対比 2%の減となっております。

国保財政は、平成 30 年度に県が財政運営の責任主体となって以降、市町村とともに国保運営を担い、国保制度の安定化が引き続き図られています。

主な事業としましては、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、保健事業総合計画に基づき、特定健診の未受診者対策、特定保健指導ジェネリック医薬品の普及啓発拡大、歯周病予防検診等の継続的な取り組みに加え、糖尿病性腎症重症化予防事業にも取り組み、多面的に保健事業を展開しました。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額 2 億 382 万 7,000 円で、前年対比 2.8%の増。歳出総額 2 億 327 万 4,000 円で、前年対比 2.7%の増となっております。

令和 3 年度は、保険制度の安定的な維持運営のため、令和 2 年度に料金改定が行われ、世代間負担公平等を図る観点から、平成 30 年度から 4 年間、保険料の均等割軽減特例の見直しを段階的に進めました。その結果、最終年度となる令和 3 年度に制度本来の軽減割合となりました。

介護保険事業特別会計。

介護保険事業特別会計決算につきましては、歳入総額 8 億 977 万 9,000 円で、前年対比 3.7%の減。歳出総額 7 億 8,844 万 9,000 円で、前年対比 2.3%の増となっております。

す。

主な事業としましては、「地域で支え合う健康で安心して生活できるまちづくり」に基づき、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に地域支援事業を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めました。

さらに、介護予防事業や介護給付が効率的かつ公正・中立に行われるよう、ケアプランの点検や地域ケア個別会議など適正化事業に重点をおき事業を推進しました。

公共下水道事業特別会計。

公共下水道事業特別会計決算につきましては、歳入総額5億7,405万円で、前年対比7.7%の減。歳出総額5億6,739万円で、前年対比7.2%の減となっております。

主な事業としましては、環境浄化センターの受変電設備更新工事、広域化・共同化を推進するための計画策定業務、地方公営企業法適用化移行支援業務、ストックマネジメント計画策定変更業務等を実施しました。

農業集落排水事業特別会計。

農業集落排水事業特別会計決算につきましては、歳入総額1億8,632万円で、前年対比1.1%の減、歳出総額1億8,023万8,000円で、前年対比3.9%の減となっております。

主な事業としましては、地方公営企業法適用化移行支援業務等を実施しました。

水道事業会計。

水道事業につきましては、年間有収水量は、164万954立米を供給し、前年対比3万9,351立米で、2.3%の減となっており、用途別では、工場用水使用料等が減少したものでございます。

収益的収入は4億9,218万6,000円、収益的支出は4億4,767万円となっており、資本的収入は6億381万円、資本的支出では、川妻浄水場増設工事、電源設備更新工事等により7億7,255万6,000円となっております。

令和3年度の各会計決算の審査に当たり、主な行政施策の成果について報告させていただきました。

各事業、取り組みの詳細及び決算の内容につきましては、別添の令和3年度五霞町各会計別決算の主なる施策の成果に関する説明書に基づき、委員会審議の中で詳細に御説明申し上げたいと存じます。

議員各位の御理解をいただき、原案のとおり御承認いただきたくよろしくお願いを申し上げます、令和3年度の五霞町行政施策の成果に関する報告とさせていただきます。

令和4年9月5日、五霞町長 染谷森雄。

以上です。

○議長（新井 庫君）町長からの行政報告は以上となります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）これより議事に入ります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて御提案を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります藤沼光市氏が令和4年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

参考資料として、候補者の履歴をお手元に配付させていただきましたので、御審議の上、御意見賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、藤沼光市氏を適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者として藤沼光市氏は適任であると答申することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続きまして、承認第5号 専決処分の承認について（令和4年度五霞町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第5号 令和4年度五霞町一般会計補正予算（第2号）につきまして、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減等の対応を迅速に行うため専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,570万7,000円を追加し、総額をそれぞれ44億7,265万円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の4ページをお願いいたします。

令和4年度五霞町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に4,570万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億7,265万円と定め、補正予算の款項の区分及び金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。

12款分担金及び負担金、2項3目教育費負担金。966万7,000円の減額でございますが、長引くコロナ禍において子育て世帯への負担軽減を図るため、町立学校の給食費に対する保護者負担金の一部を免除としたことから、学校給食費保護者負担金を減額したものでございます。

次に、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金。3,354万4,000円の追加でございます。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図ることを目的として交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金2,183万円の追加でございます。

1目と同様に、物価高騰の影響を受けた所得が一定以下の子育て世帯や住民税非課税世帯等へ支給する給付金並びに給付に要する事務費として交付されました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等を計上したものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費、1項6目企画費につきましては、歳入で計上いたしました新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、移住・定住の促進を図るため、委託料 200 万円を計上したものでございます。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費につきましては、臨時交付金を活用し、町民税務課窓口において証明書発行手数料等の支払いの際の接触機会の低減を図るため、非接触型レジスター購入費として備品購入費 206 万 8,000 円を計上したものでございます。

次に、3 款民生費、2 項 2 目児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、歳入で計上いたしました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金並びに事務費補助金により、支給事務にかかわる費用として職員手当、消耗品費、役務費、委託料、さらには給付金として扶助費 320 万円を合わせた 381 万円を計上したものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。

子育て世帯臨時特別給付金事業でございます。

歳入で計上いたしました子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金並びに事務費補助金により、住民税非課税世帯及びコロナ禍の影響を受け、家計が急変した世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務にかかわる費用として役務費、委託料、給付金、扶助費 1,760 万円を合わせた 1,802 万円を計上したものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費につきましては、臨時交付金を活用し、主食用米から飼料用米、加工用米への転換を促進するため、飼料用米・加工用米緊急転換交付金の支給にかかわる費用として印刷製本費、役務費、交付金 120 万円を合わせた 130 万円を計上したものでございます。

次に、8 款土木費、3 項 1 目都市計画総務費につきましては、同じく臨時交付金を活用し、ストリート・スポーツパークに設置するスケートボード用セクションの設置にかかわる費用として工事請負費 667 万 9,000 円を計上したものでございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

10 款教育費、6 項 3 目学校給食費につきましては、同じく臨時交付金を活用し、物価高騰の影響による給食費の増額分を軽減する費用として負担金 488 万 1,000 円を、同様に町外の小・中学校に通学いたしております児童・生徒分として助成金 66 万 8,000 円を計上したものでございます。

次に、12 款でございます。諸支出金、1 項 1 目基金費につきましては、歳出の調整として、財政調整基金への積立金 628 万 1,000 円を計上したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分いたしましたので、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第5号を採決いたします。

承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第5号 専決処分の承認について（令和4年度五霞町一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第40号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第40号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にすることを目的として、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数の制限等を緩和するため、条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 41 号 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 41 号 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

現在、国の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を利用しない太陽光発電施設の設置相談及び設置協議については、この条例の対象外となっていることから本条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 41 号は、会議規則第 37 条の規定によりお手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改

正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第42号 工事請負契約の締結について。

令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等機械設備更新工事を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第42号について御提案申し上げます。

令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等機械設備更新工事に係る建設工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）議案第42号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等機械設備更新工事につきましては、五霞町ストックマネジメント計画に基づく更新工事でございます。

工期につきましては、議決の翌日から令和6年3月22日までの間を予定しております。契約の目的は、令和4年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等機械設備更新工事の請負契約の締結でございます。契約の方法といたしましては、指名競争入札によるものでございます。契約金額は、消費税を含めまして1億5,620万円でございます。契約の相手方は、埼玉県川口市仲町5番11号、株式会社 前澤エンジニアリング サービス関東支店 支店長 加藤 忠でございます。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 42 号を採決いたします。

議案第 42 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 42 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度五霞町環境浄化センター沈砂池及び再利用水等機械設備更新工事）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号～議案第 49 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 43 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 44 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 45 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 46 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 47 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 48 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 49 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号から議案第 49 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 43 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 44 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 45 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 46 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 47 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 48 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 49 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 43 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 3,875 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 50 億 1,140 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 44 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,083 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 2,110 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 45 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 462 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 1,902 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案第 46 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,046 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 1,579 万 9,000 円とするものでございます。

次に、議案第 47 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 30 万円を追加し、総額をそれぞれ 6 億 4,298 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 48 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 30 万円を減額し、総額をそれぞれ 1 億 9,804 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 49 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 279 万円を減額するものでございます。

また、資本的収入及び支出において、支出から 184 万 3,000 円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 43 号から議案第 49 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 44 号 令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 45 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 46 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 47 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 48 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 49 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 50 号～議案第 56 号の一括上程、説明

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 50 号 令和 3 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 51 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 52 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 53 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 54 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 55 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算及び議案第 56 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算は、令和 3 年度各会計歳入歳出決算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号から議案第 56 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 50 号 令和 3 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 51 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 52 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 53 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 54 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 55 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第 56 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、一括して御提案を申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほどの行政施策の成果に関する報告の中で申し上げたとおりでございます。

各会計の決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すべきものとされており、監査委員の審査につきましては、去る 8 月

17日、18日の2日間、審査を実施し、意見書をいただいているところでございます。

これら各会計の決算書並びに主なる施策の成果に関しましては、本定例会において決算特別委員会が設置される予定でありますので、決算特別委員会において詳細に御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）次に、本来ならば、各担当課長から各会計における歳入歳出決算の補足説明を願うところではありますが、決算特別委員会へ付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計における決算の説明が終わりました。

◎監査委員の決算審査等の報告

○議長（新井 庫君）ここで、監査委員の決算審査意見書並びに財政健全化及び経営健全化審査意見書を配付されております。

それでは、岩崎代表監査委員から報告を願います。

〔五霞町代表監査委員 岩崎明良君 登壇〕

○代表監査委員（岩崎明良君）代表監査委員の岩崎でございます。

まず、町長の染谷様をはじめ、職員の皆様には、大変ワクチン接種など新型コロナウイルス感染防止対策等々につきまして日々御尽力いただきまして厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

それでは、お手元の令和3年度五霞町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について述べさせていただきますと思います。

まず、1ページには、審査期日、審査場所、審査の対象、決算の状況、そして、次のページには、審査方法が記載してあります。

審査の結果でございますが、一般会計及び特別会計を通じて決算額は計数に誤りがなく、証拠書類も整理されており、正確であると認められました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

なお、2ページ中段、審査の意見について述べさせていただきますと思います。

1点目は、町財政状況の見通しについてとしまして、令和3年度の決算は、依然として厳しい財政状況のもと、事業の選択と集中、優先度に基づく事業実施などの結果、健全化判断比率の数値には問題がないが、今後、想定される老朽化した公共のインフラの再整備、大規模修繕などを踏まえ、中期財政見通しを前提とした計画的かつ持続可能な行政運営を行っていただきたいと思っております。

また、あわせて歳入の確保として新規開発による税収入の確保、ふるさと応援寄附金

及び企業版ふるさと納税の更なる推進に努めていただきたいと思います。

2点目は、人口対策について。人口減少が進む中、これからのまちづくりには、地域を担う人材の育成、子育て世代が魅力と感じる学校教育の充実など、教育環境の整備、空き家バンクの有効活用や結婚支援対策の充実など、人口・定住対策の更なる推進を図っていただきたいと思います。

3点目は、公共交通のあり方としまして、今後、高齢化に伴う運転免許証の返納がふえていく中で、コミュニティ交通の必要は認識しております。しかし、費用対効果や財政状況を考慮すると、利用実態に合わせた運行を行っていただきたいと思います。そのためには、詳細な利用実態を把握する必要があると思われま。早期に実態調査を行っていただきたいと思います。

4点目は、特定健康診査の受診率向上としまして、健康診査を受診することで、早期の発見及び治療により医療費を抑制することが可能でありますので、住民健診の受診率向上に努めていただきたいと思います。広報等を活用し、住民への周知を更に進めていただきたいと思います。

5点目は、道の駅ごかの推進としまして、道の駅ごかは、町の地域振興において不可欠な施設であり、道の駅ごかの更なる充実を図るため新規生産者を育成し、品ぞろえの充実を図るとともに、特産品の開発も積極的に進めていただきたいと思います。

続きまして、令和3年度水道事業会計決算審査意見書について申し上げます。

審査期日、審査場所、審査対象、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、審査方法は記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、決算書、財務諸表及び附属書類は、定められた様式に基づいて作成されており、計数につきましても帳簿、証書類と照合した結果、正当と認められました。

審査の意見について述べさせていただきます。

水道事業会計におきましても、一般会計からの繰り入れが必要であり、南摩ダム負担金が本格化すると、更なる増加傾向になると想定されます。今後、更なる歳出の抑制、中期財政見通しを前提とした計画的かつ持続可能な事業運営を行っていただきたいと思います。

また、将来を見据えた場合、広域化・共同化の取り組みは推進するとともに、料金改定もあわせて検討をいただきたいと思います。

最後に、五霞町財政健全化及び経営健全化に関する審査意見を述べさせていただきます。

審査概要、算定の結果は、意見書に記載のとおりでございます。

なお、意見書中段、審査の結果について述べさせていただきます。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められます。資金不足比率についても、経営健全化基準と比較しますと、良好な状態である

と認められます。

ただし、数字上は健全段階ではありますが、今後、想定される老朽化した公共インフラの再整備や大規模修繕を踏まえ、中期財政見通しに基づき、計画的かつ持続可能な行政運営を行っていただきたいと思いをします。

また、あわせて、歳入の確保として新規開発による税収の確保、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税等の更なる推進に努めていただきたいと思いをします。

以上でございます。

議員の皆様方には、慎重審査の上、御審議くださいますようお願い申し上げまして、私からの報告といたします。

令和4年9月5日、五霞町代表監査委員 岩崎明良。

○議長（新井 庫君）以上で、報告が終わりました。

◎報告第5号

○議長（新井 庫君）続いて、報告第5号 令和3年度五霞町財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第5号 令和3年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明を申し上げます。

この財政の健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化と財政の再生の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、令和3年度から決算にかかわる財政の健全化判断比率を報告するものでございます。

特に、実質公債費比率でございしますが、前年度対比 1.2 ポイント増の 10.7%という結果となりました。

また、将来負担比率でございしますが、前年度対比 23.1 ポイント減の 26.6%となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の 124 ページをお願いいたします。

1 の概要でございします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算にかかわる健全

化判断比率並びに資金不足比率を議会に報告し、公表するものでございます。

2の算定の結果でございますが、5項目の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに全ての会計で赤字が生じていないため、該当しておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、本年度は10.7%と前年度と比較しますと、1.2ポイント増加しました。

主な要因としましては、地方債の元利償還金並びに公営企業の地方債償還の財源に充当した繰入金が増加したことによるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、町が将来にわたって負担する全ての負債の割合で、本年度は26.6%と、前年度と比較しますと23.1ポイント減少しました。主な要因としましては、財政調整基金などの公債費充当可能財源の増加によるものでございます。

次に、資金不足比率でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業の公営企業会計は、全て資金不足、いわゆる赤字でございますが、生じていないため該当しておりません。

御参考までに、健全化判断比率、資金不足比率の表でございます。直近5カ年の数値を示させていただきました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第6号

○議長（新井 庫君）続いて、報告第6号 債権の放棄についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第6号 債権の放棄について御説明申し上げます。

債権の放棄につきましては、町が管理する債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき放棄した債権を同条第2項の規定に基づきまして決算の認定を行う議会にて報告するものでございます。

町が管理する債権のうち、令和3年度に放棄した債権は、水道事業会計分14名、32万8,064円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の 126 ページをお願いいたします。

町が保有いたしております債権につきましては、日々その回収努力を重ねておりますけども、その中でも、死亡や行方不明、転出により債務履行の見込みがないと認められる債権について、五霞町債権管理条例第 16 条第 1 項の規定に基づき債権を放棄しております。

令和 3 年度に放棄した債権につきましては、水道事業会計において水道料金を 14 名分、件数といたしましては 73 件、金額については 32 万 8,064 円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第 7 号

○議長（新井 庫君）続いて、報告第 7 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 7 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

この報告書は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定によりまして、川妻浄水場浄水設備増設工事にかかわる継続費の事業年度が令和 3 年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、上下水道課長の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）報告第 7 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

議案書の 128 ページをお願いいたします。

川妻浄水場浄水設備増設工事にかかる継続費の事業年度が令和 3 年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

川妻浄水場は、供用開始から 25 年が経過し、経年劣化が進んでいたことから、水道水の安定供給と将来的な水需要を考慮し、浄水設備の増設工事を行ったものでございます。

事業年度は、令和 2 年度から令和 3 年度の 2 カ年で、全体計画の総額が 7 億円。実績による支出済み額は 6 億 4,471 万 6,000 円で、年割額と支払い義務発生額の差は 5,528 万 4,000 円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎発議第 4 号の上程、説明、採決

○議長（新井 庫君）続いて、発議第 4 号 五霞町議会決算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一議員から提案理由の説明を求めます。

宇野進一議員。

〔8 番 宇野進一君 登壇〕

○8 番（宇野進一君）改めまして、皆さんこんにちは。

8 番議員の宇野です。

発議第 4 号 五霞町議会決算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

令和 3 年度は、令和 2 年度に続き、コロナ禍の影響により各種感染症対策事業や新たな生活様式の構築など、迅速な対応いただき、厚く御礼申し上げます。

先ほど、岩崎代表監査委員から審査意見書の報告がありましたが、第 6 次総合計画に基づく行政運営では、住民サービスの維持・向上に努めるとともに、厳しい財政状況下における優先度に基づく事業の選択を図りながら実施していただき、感謝申し上げます。

さて、そのような中、令和 3 年度決算の概要を見ますと、一般会計の歳入歳出決算は、前年度と比較すると、歳入では町税や地方交付税等が増収したものの、国庫支出金の減収や基金繰入金金の抑制を図ったことから、全体では減額となっております。

歳出では、民生費、農林水産業費、消防費、教育費等が減額となっておりますが、基金への積立金として諸支出金が増額したことから、全体では増額となっております。

令和 4 年度以降においては、公共インフラの老朽化に伴う再整備や大規模修繕等への対応、小学校統合と小・中一貫教育学校の施設整備、さらには上下水道事業の広域化の

推進など、引き続き多くの財源を必要とする課題が山積しており、本町の財政状況は依然として予断を許さない、極めて厳しいものであります。

行財政全般にわたって監視機能をゆだねられている我々議会の責任は極めて重大であり、これら決算認定に当たっては慎重に審査すべきものと考え、決算特別委員会の設置を提案するものであります。

決算特別委員会の内容等については、別紙1から3までのとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

本案は、直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第56号の委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第50号から議案第56号までの令和3年度各会計歳入歳出決算については、8人の委員で構成する決算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第50号 令和3年度一般会計歳入歳出決算、議案第51号 令和3年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第52号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第53号 令和3年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第54号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第55号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算及び議案第56号 令和3年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算は、付託一覧表のとおり決算特別委員会へ付託することに決しました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則第87条の規定により所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願は、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時31分